

中部大学学位規程

第1条 この規程は、中部大学学則第19条第3項及び中部大学大学院学則第17条第4項の規定に基づき、学位に関して必要な事項を定める。

第2条 本学において授与する学士、修士及び博士の種類は、次のとおりとする。

学士（工学）

学士（経営情報学）

学士（国際学）

学士（人文学）

学士（応用生物学）

学士（生命医科学）

学士（看護学）

学士（理学療法学）

学士（作業療法学）

学士（臨床工学）

学士（スポーツ保健医療学）

学士（教育学）

修士（工学）

修士（経営情報学）

修士（経営学）

修士（国際関係学）

修士（言語文化学）

修士（心理学）

修士（歴史学）

修士（地理学）

修士（応用生物学）

修士（生命医科学）

修士（看護学）

修士（リハビリテーション学）

修士（保健医療学）

修士（教育学）

博士（工学）

博士（経営情報学）

博士（国際関係学）

博士（言語文化学）

博士（心理学）

博士（歴史学）

博士（地理学）

博士（応用生物学）

博士（生命医科学）

第3条 学部を卒業した者に対し学士を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を授与する。

第4条 前条に定める者のほか、本学大学院研究科に論文を提出して、博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認（以下これを「学力認定」という。）された者にも博士の学位を授与することができる。

第5条 学士の学位は、学部に4年以上在学し、かつ、教育課程に定める科目を履修し、所定の単位を修得した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者に授与する。ただし在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士の学位は、博士課程に5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、専攻の授業科目について所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出し審査及び試験に合格した者にこれを授与する。ただし、在学期間（生命健康科学研究科博士後期課程を除く。）に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

4 第2項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者については、前項中「5年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程又は博士前期課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程又は博士前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程又は博士前期課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、前項の規定を適用する。

5 生命健康科学研究科博士後期課程において優れた研究業績を上げた者の在学期間に関しては、2年以上在学すれば足りるものとする。

第6条 修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文（以下「学位論文等」という。）は、研究科長に提出するものとする。ただし、博士論文の提出に際しては、学位申請書、論文の要旨、論文公開許諾書を添えることとする。

2 学位論文等は一編とし、1通を提出するものとする。ただし、参考として他の論文等を添付することができる。

3 審査のため必要があるときは、論文の副本及び参考資料を提出させることがある。

4 本学大学院の博士課程を経ない者が博士の学位の授与を申請するときは、論文に学位申請書、論文の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料 100,000 円を添え、提出しなければな

らない。

5 本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、教育課程を修了したのみで退学した者が博士の学位の授与を申請するときは、前項の規定によるものとする。

6 提出した論文及び納付した学位論文審査手数料は返付しない。

第7条 学位論文等の提出があったときは、研究科長は、研究科委員会にその審査を付議しなければならない。

第8条 前条の規定により論文の審査を付議された研究科委員会は、当該研究科委員会所属の研究指導担当教授3名以上からなる審査委員会を組織する。

2 第5条第2項及び第3項における論文審査の場合には、前項の審査委員会には、当該学生の研究指導担当教授を加えるものとする。

3 研究科委員会において審査のため必要と認めるときは、本条第1項以外の教員を加え、また学識経験者の意見を聴くことができる。

第9条 審査委員会は、論文の審査及び試験に関する事項を担当する。

2 試験は、論文の審査が終わった後に、提出された学位論文を中心に関連ある科目について筆記又は口頭で行う。

3 修士の学位論文等の審査及び試験は、在学中に終了する。

4 第3条に係る博士の学位論文の審査及び試験は、在学期間中に終了する。

5 審査委員会は、第4条により論文が提出されたときは、その提出の日から1年以内に、論文の審査、試験及び学力認定を終了しなければならない。

第10条 審査委員会は、論文の審査及び試験の終了後、直ちに審査の要旨及び試験の成績に学位を授与できるか否かの意見を添えて研究科委員会に文書で報告しなければならない。

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の規定によって学位を授与できるものと議決するには、研究科委員会構成員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、公務又は出張のため出席できない委員は構成員の数に算入しない。

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長はその結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

第13条 学長は、前条の報告に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与する。

第14条 本学大学院研究科は、博士の学位が授与された日から3か月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

2 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表してあるときはこの限りでない。

3 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、研究科委員会の議を経て、学位論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合、当該研究科は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

4 博士の学位を授与された者が行う第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、イン

ターネットの利用により行うものとする。

5 第2項の規定により学位論文を公表する場合には、中部大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

第15条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は文部科学大臣に報告し、学位簿に登録する。

第16条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、(中部大学)と付記するものとする。

第17条 学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、研究科委員会の議を経て、授与した学位を取消し、学位記を返還させる。

(1) 不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 研究科委員会において、前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

第18条 学位記の様式は様式第1号から様式第4号までに定めるところによる。ただし、規程第5条第2項の「特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格した者」に授与する修士の学位記は、様式中「修士論文の審査」とあるのは「特定の課題についての研究の成果の審査」と読み替えるものとする。

2 中部大学大学院学則第9条の3に規定する持続社会創成教育プログラムを履修し課程を修了した者の学位記には、研究科・専攻に続き「(持続社会創成教育プログラム)」を付記するものとする。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

<昭和48年4月1日から平成3年4月1日までの改正附則は省略>

附 則

この規程は、平成3年10月7日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

<平成8年4月1日から平成9年4月1日までの改正附則は省略>

附 則

1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。

2 平成9年度以前に経営情報学研究科経営情報学専攻修士課程に入学した者については、第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成12年度以前に国際関係学研究科国際関係学専攻修士課程に入学した者については、改正後の第5条第2項及び第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 13 年 5 月 22 日から施行し、平成 13 年 1 月 6 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 21 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に在学する者については、改正後の第 9 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成 26 年 1 月 15 日から施行し、改正後の第 6 条及び第 14 条の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2019 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 1 日から施行する。